

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。

1. だれがもらえるの？（支給対象者・対象児童）

令和2年4月分の児童手当の支給を受けている方です。

所得が制限限度額以上で特例給付を受けている方は除きます。

対象児童は、3月31日までに生まれた児童であり、3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。

2. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

1回限りです。（毎月の児童手当が増額になるものではありません。）

3. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、児童手当とは別に、6月16日頃に支給します。

振込後に支払通知をお送りします。

4. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

児童手当を受給している口座に振り込みます。

給付金のみ別の口座への振込を指定することはできません。

【ご注意ください】

※児童手当を受給していた口座の解約又は氏名変更をしている場合は、6月12日までに児童手当の振込指定口座の変更依頼書等を提出してください。変更依頼書等は岡山市ホームページ「http://www.city.okayama.jp/hofuku/kodomo/kodomo_t00039.html」からダウンロードしてください。ダウンロードが困難で様式の郵送を希望される場合は裏面のお問い合わせ先にお電話ください。

※令和2年12月末までに振り込みができない場合は、給付金は支給されませんので、必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. 給付金を希望しない場合は？

「受給拒否申出書」を6月5日（必着）までに下記お問い合わせ先にお送りください。

※「受給拒否申出書」は岡山市ホームページ「http://www.city.okayama.jp/hofuku/kodomo/kodomo_t00039.html」からダウンロードしてください。ダウンロードが困難で郵送を希望される場合は下記お問い合わせ先にお電話ください。

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. 4月に、離婚や離婚前で、子どもを養育する方が児童手当を申請している場合は？

A. 令和2年4月に児童手当の申請をして認定された人は、令和2年5月分から児童手当の受給者になるため、給付金の支給は受けられません。（令和2年4月分の児童手当受給者に支給されます。）

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. DV被害により子どもとともに避難している人は、令和2年4月分の児童手当の受給者ではなくても給付金の支給を受けることができます場合があります。避難先の市町村にご相談ください。

住民票を動かす必要はなく、避難前の市町村に連絡する必要もありません。他方の配偶者（DV加害者）は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給されます。

お問い合わせは



岡山市役所 岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課
「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター

フリーダイヤル：0120-077-792

月～金曜日 8:30～17:00

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに岡山市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに岡山市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。